

臨時職員等給与規程 細則

平成 31 年 1 月 11 日会長決定

(交通費等の上限)

- 第 1 条 臨時職員等給与規程第 6 条に規定する通勤手当について、1 月のうち 15 日以下の勤務者に対する交通費実費は、上限額を 1 月 55,000 円かつ 1 日当たりの上限額を 6,000 円とする。
- 2 本協会事務局から遠距離に居住する事業単位派遣員が、事前準備等で事務局に通勤する場合の交通費実費は、前項と同様とする。
- 3 自宅からの通勤が困難で本協会近隣に宿泊する場合の宿泊費用は、交通費と合わせ第 1 項上限額の範囲内で支給する。

(臨時嘱託職員「遺骨鑑定専門員」)

- 第 2 条 遺骨鑑定専門員は、臨時嘱託職員として採用し、その給与は臨時職員等給与表を改めるまでの間、日給 34,000 円とする。

臨時職員等就業規則 細則

平成 31 年 1 月 11 日会長決定

(福利厚生)

- 第 1 条 事業単位派遣員又は臨時嘱託職員で、年間の合計勤務日数が 125 日を超える見込みの者については、協会職員として各種公的社会保険を適用する。

(兼業制限規定の適用除外)

- 第 2 条 事業単位派遣員又は臨時嘱託職員で、年間の合計勤務日数が 200 日に至らないと見込める者については、兼業制限規定を適用しない。